

令和8年第1回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和8年1月26日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後3時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後5時 5分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀨守	出	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 菅谷順吾
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

産業振興企業誘致課

主 幹 朝比奈秀敏

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和8年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、井伊誠委員から遅刻の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は12名中11名で、定足数に達しており、総会は成立しております。 なお、本日は、地域計画についての議案がありますので、産業振興企業誘致課、朝比奈主幹の出席を求めていますので、御了承ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和8年第1回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第5、議案第5号から議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第6、議案第14号、農用地利用集積等促進計画の案について。 日程第7、議案第15号、地域計画（変更案）に対する意見について。 議事日程は、以上となります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、丸橋高記委員と稲山久夫委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第1号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 所有者が亡くなり、譲渡人が、譲受人が代表を務める不動産会社に、申請地の西側の宅地と合わせて売却の相談をし、申請に至ったものです。 なお、申請地では、柿の栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は、以上です。 この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。 吉田一行委員。</p>

吉田一行委員	<p>井伊委員と保坂推進委員とともに、25日に現地確認を行いました。</p> <p>隣接地は空き地で、周囲も農地が広がっており、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は以前から、申請地の管理をしており、買受けを希望しておりましたが、今回折り合いが付き、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、露地野菜の栽培を行う予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原委員。</p>
栗原委員	<p>24日の土曜日に、坂本委員と吉川推進委員の3名で現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。</p> <p>申請地は、譲受人が長年耕作していた土地で、露地野菜が作付けされておりました。</p> <p>引き続き使用したいため、手続きに至ったとのことで、特に問題ないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、次の日程第5、議案第6号と密接不可分の内容ですので、説明は一括して行いたいと考えますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(委員から、「異議なし」の声)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第3号及び議案第6号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページと4ページを御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するもので、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用となり、</p>

売買、賃貸借、使用貸借などにより、農地を農地以外の使用目的とするものです。

それでは、議案第3号及び議案第6号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。

申請者、譲受人は、現在、県内他市のアパートに家族で居住していますが、生まれ育った当町で自己用住宅を建設したいと考え、自身が所有する議案第3号の申請地にて計画しましたが、当該申請地は建築確認を受けるために必要な道路幅員を満たしていないことが分かりました。

このため、建築基準を満たすために議案第6号の申請地を譲り受けることとなり、今回、あわせて申請に至ったものです。

本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。

また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

吉田滋委員。

吉田滋委員

先日、現地確認を行い、譲受人に事情を伺いました。

事務局の説明にあったとおり、議案第3号の申請地で、住宅の建設を計画しましたが、道路幅員が不足していたため、議案第6号の申請地を譲り受けられることとなったようです。

特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは順に採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。

次に、議案第6号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。

続きまして、日程第4、議案第4号、農地法第5条の規定による、許可後の計画変更申請についてを議題といたしますが、次の日程第5、議案第8号と関連がありますので、説明は一括して行いたいと考えますが、ご異議はございませんか。

(委員から、「異議なし」の声)

議長
事務局

それでは、議案第4号及び議案第8号について、事務局の説明を求めます。

議案書の3ページと4ページを御覧ください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。

それでは、議案第4号及び議案第8号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

本議案は、譲渡人が戸建賃貸住宅を建築する目的で、令和5年5月18日付けにて農地転用許可を受けていたものですが、その後、建築予定を知った、譲受人から入居希望の相談があり、調整を進めていたところ、譲受人より自己用住宅を建築したいとの要望があったことから、この事業計画を譲受人に引き継ぐこととし、計画変更の申請に至ったものです。

なお、譲受人については、現在、県内他市のアパートに居住しておりますが、生まれ育った寄居町に住宅を建築し、親の近くで暮らしたいと考えていたため、申請に至ったとのことです。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

新井委員。

新井委員 昨日、現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いに行きましたが、不在のためお会いできず、譲受人についても遠方のため、お話しは伺えませんでした。

申請地については、過去、すでに審議され、許可された土地で、場所等も特に問題ないものと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは順に採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付いたします。

次に、議案第8号について、原案のとおり、許可相当と決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。

続きまして、日程第5、議案第5号から議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。

申請者、譲受人は、町内に所在し、主に不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の住宅需要を見込み、宅地分譲地の候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。

本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。

	<p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p>
吉田滋委員	<p>吉田滋委員。</p> <p>23日に、譲受人の事務所にて、事情を伺いました。</p> <p>内容については、事務局の説明のとおりで、譲渡人についても、申請地付近に住んでいる方で、昨年、相談を受けていたとのことでした。</p>
議長	<p>申請地の周辺状況等も、特段の問題はないと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>議案第6号は、先ほど審議いたしましたので、次の議案第7号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他町のアパートに家族で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討したところ、本議案の申請地を、義母から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
事務局	<p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p>
吉田滋委員	<p>吉田滋委員。</p> <p>この件については、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人は、譲受人の妻の実母であります。</p> <p>現在、借家住まいの譲受人夫婦に、双子が生まれ、手狭となっていたことから、申請地に住宅を建て、親族が近くで助け合いながら生活していきたいと思い、申請に至ったとのことでした。</p>
議長	<p>特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>議案第8号は、先ほど審議いたしましたので、次の議案第9号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、現在、県内他町の住宅に家族で居住していますが、その住宅敷地が道路改良工事に伴う用地買収の対象となり、移転が必要となりました。</p> <p>このため、譲受人の勤務先がある当町内で移転先を探していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>1月24日の午後、譲渡人の自宅に訪問し、ご夫婦に事情を伺いました。</p> <p>お二人とも高齢になり、大型農業用機械も所有していないので、管理に苦勞していたところ、今回の話があり、手放すことにしたとのことです。</p>
議長	<p>申請地についても、特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第10号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第10号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、他県に所在し、主に蓄電池事業を行う法人ですが、事業規模拡大のため、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>鳥塚委員。</p>

鳥塚委員	<p>譲渡人へのヒアリングについては、1月20日に、折原地区の稲山委員が、実施しております。</p>
議長	<p>申請面積が1,000㎡を超えておりますので、町開発協議等の該当性を事務局を通じて、町まちづくり整備課に確認しましたが、蓄電池設備は非該当ということでした。</p> <p>申請地付近の状況ですが、東京電力の鉢形変電所や高压送電線も通っており、隣接地には、太陽光発電設備も設置されています。</p> <p>申請地は第2種農地であり、小規模農地地域ですので、特に問題はないと考えます。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
保坂推進委員	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>保坂推進委員。</p> <p>蓄電池を設置する場合、騒音等の問題から、付近の宅地等から50メートル程度隔離して、設置する必要があると伺ったことがあります。</p>
議長 事務局	<p>申請地は住宅が隣接しており、問題はないのでしょうか。</p> <p>事務局。</p> <p>保坂推進委員の御質問に回答いたします。</p> <p>委員御指摘の蓄電池設備の距離の規制についてですが、事務局で確認したところ、該当可能性のある規制等は見当たりませんでした。</p>
議長 保坂推進委員	<p>保坂推進委員。</p> <p>規制の該当性は、蓄電池の設備規模等にもよると思いますが、トラブル等が生じた場合に、許可相当と判断した農業委員会の責任も懸念されます。</p> <p>蓄電池の設置にあたり、近隣の方への説明等を行う事業者もいるようですが、どうなっておりますでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>申請書に添付された配置図によると、設備は申請地の中心に設置され、その設備から、隣接地まで、10メートルから13メートルの距離が取られています。</p> <p>地域住民への説明状況や規制法等の遵守状況等については、申請代理人等を通じて、再度確認したいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第10号については、事務局の確認結果等を踏まえて、判断することとし、議決を保留とすることとしてよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(委員から、「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第10号は、議決保留とし、調査結果を踏まえて、再審議することといたします。</p>
事務局	<p>事務局は、住民等への説明状況や規制法等の遵守状況等の調査をお願いします。</p> <p>次に議案第11号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、申請地付近において自動車の板金塗装等を行う会社を運営しておりますが、修理待ちの車両が多く、駐車スペースが不足している状況にありました。</p> <p>そのため、周辺において駐車場用地の候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、既存の敷地については、譲受人の個人名義とし、当該会社に貸与する形態をとって</p>

	<p>いることから、本申請においても同様に、譲受人が土地を取得し、会社に貸与する予定となっているため、目的に「貸」がついております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原委員。</p>
栗原委員	<p>24日に、坂本委員、吉川推進委員と私の3名で、現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、作付けはされておらず、保全管理の状態でした。</p> <p>周辺に農地はありますが、駐車場整備による特段の影響はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第11号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第12号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第12号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内のアパートに、家族で居住しておりますが、子供も成長し、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>吉川推進委員。</p>
吉川推進委員	<p>24日に、坂本委員、栗原推進委員と私の3名で、現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、昨年7月の総会で審議した土地と隣接した土地となります。</p> <p>周辺は住宅や農地が点在しており、申請内容についても、特段の影響はないと考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

議長	<p>議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 13 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 13 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市の借家にアパートで居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p>
丸橋委員	<p>この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>丸橋委員。</p> <p>申請人双方ともに遠方ですので、現地確認を行いました。</p> <p>申請地の周辺状況においても、特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 13 号は、原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 5、議案第 14 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。</p> <p>それでは、議案第 14 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 14 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>今回の計画は、全 39 筆で合計面積 39,601 m²です。</p> <p>農地は、右下の内訳のとおりです。</p> <p>1 から 37 は利用権の終期に伴う更新、そのほかは新規設定となります。</p> <p>なお、38 につきましては、地域おこし協力隊の協力隊員から耕作希望者の話があり、貸借に至ったものです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>

<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第14号について原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第15号、地域計画(変更案)に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第15号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>産業振興企業 誘致課主幹</p>	<p>それでは、地域計画の変更案についてご説明いたします。</p> <p>お配りした資料左上「参考様式第5-2号地域計画」と書かれた資料をお手元にご準備ください。</p> <p>こちらの計画は各地区3ページの構成で、地域計画の作成単位ごと、市街地・西部・桜沢地区で1つ、鉢形・折原地区で1つ、男衾地区で1つ、用土地区で1つ、計4つの計画を綴じてお配りしております。</p> <p>変更箇所につきましては、赤字で記載しております。それでは主だったものをご説明いたします。</p> <p>市街地・西部・桜沢地区から順に申し上げますと、まず更新年月日が令和8年3月31日を予定しております。</p> <p>また、今回初めての更新となるため(第1回)と記載をしております。</p> <p>次に1の(1)地域計画の区域の状況ですが、この1年間で農地転用等により面積が減少となったため、変更後の数値へ修正いたしました。</p> <p>市街地・西部・桜沢地区では田と畑がそれぞれ約50アールずつ減少し、合計約1ヘクタールの減少となりました。なお、地域計画の単位がヘクタールのため、田と畑の面積はそれぞれ1ずつの減少となっております。</p> <p>次に(2)の地域農業の現状及び課題ですが、高齢化率の前に「令和6年11月現在」の記載を追加しました。市街地・西部・桜沢地区は、以上となります。</p> <p>次に資料を2枚めくっていただき鉢形・折原地区です。更新年月日と市町村コードは先ほどと同様で、1の(1)地域計画の区域の状況は、畑が約10アール減少で合計も10アールの減となります。</p> <p>(2)は先ほどと同様「令和6年11月現在」の記載を追記し、(3)の地域における農業の将来の在り方については、12月の話合いの場で「地区へ移住する者の受入体制を集落で整備し、農外から就農へつなぐ環境作りに取り組む」といった方向性が出ましたので、計画に追記しています。</p> <p>2の農業の将来への在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の中で、(2)の現状の集積率につきましては、この後ご説明する農業を担う者が変更となったため数値が変更となっております。</p> <p>ページをめくっていただきまして裏面になりますが、4の地域の農業を担う者一覧の表の中で、〇〇様につきましてはご逝去されたと同っておりますので削除、〇〇様につきましては認定新規就農者の期限が終了したため利用者へ変更しております。</p> <p>また、〇〇様と〇〇様から地域計画への新規記載申出がありましたので、追加しております。</p>

それでは資料を1枚めくっていただき男倉地区です。1の(1)地域計画の区域の状況は、畑が約80アール減少で、合計も80アールの減ですが、先ほどと同様それぞれ1ずつの減少となっております。

(3)の地域における農業の将来の在り方については、12月の話合いの場で「新規就農者の希望を第一に考え、農地探しなどへの支援及び協力を地域ぐるみで推進する」といった方向性が出ましたので、計画に追記しています。

ページをめくっていただきまして裏面になりますが、4の地域の農業を担う者一覧の表の中で、〇〇様、〇〇様、〇〇様の経営面積がそれぞれ減少となり、また〇〇様につきましては、認定新規就農者から認定農業者へ移行したことから、属性を変更しております。

それでは資料を1枚めくっていただき用土地区です。1の(1)地域計画の区域の状況は、畑が約20アール減少で、合計も20アールの減ですが、先ほどと同様それぞれ1ずつの減少となっております。

変更箇所の主だったものについては、以上となります。

なお、今回の変更部分を反映した目標地図が皆さまから向かって左側に掲示をしておりますので、この後ご確認いただければと思います。航空写真を重ねたものと重ねていないものを各地区1枚ずつ作成しておりますが、航空写真を重ねていないものが目標地図となります。

航空写真を重ねたものは、参考図面としてご覧ください。

最後に、策定までの今後の流れですが、本日ご審議いただく皆様方の御意見のほか、JA、農林公社、土地改良区など関係機関から御意見を伺い、2週間の公告・縦覧の手続きを経て、3月末に変更を行う予定で考えております。

また、今日お配りした地域計画の資料ですが、個人情報に掲載されておりますのでお取り扱いにご注意ください。

説明につきましては、以上となります。

議長 それでは、委員の皆様は、図面の前にご移動いただき、確認をお願いいたします。

(全委員が図面の前に移動し、地域計画の変更案を確認)

議長 確認はよろしいでしょうか。それでは、委員の皆様は、自席へご着席をお願いいたします。

(全委員が自席へ移動)

議長 この件について、町から意見を求められていますが、ご意見はございますでしょうか。

井伊委員。

井伊委員 農地集積は重要な課題と考えますが、担い手が不足する中で、集積だけでは限度があると考えており、かつ、後継者不在の方の実態は、把握している数値よりも多いように感じています。

こうした中で、鉢形・折原地区の計画案に新規で追加されました「地区へ移住する者の受入体制を集落で整備し、農外から就農へつなぐ環境作りに取り組む。」という取組みは効果的と考えられますので、具体例が生じた場合には、他地区にも共有できればよいと考えます。

議長 ほかにご意見はございますか。

新井推進委員。

新井推進委員 地域計画ということですので、地域の耕作実態が反映されることにより、さらに良いものになると思います。

現時点では、農地中間管理機構を通じた貸借農地のみ、反映されているということでしょうか。

<p>議長 産業振興企業 誘致課主幹</p>	<p>利用権設定等の貸借も、設定したほうが良いと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>事務局。</p> <p>昨年度、計画案を取りまとめた際に、各担い手様の意向を確認させていただき、まずは自作地のみを設定し、今後の状況等に応じて、利用権設定や農地中間管理機構を通じた貸借農地を設定していくという方がおります。</p> <p>一方で、土地所有者の同意を得たうえで貸借農地を設定している担い手様もおられることから、確認いただいた計画案には、自作地のみを設定している方と、貸借農地を含めて設定している方が混在している状況となっております。</p> <p>そのため、各担い手様ごとに状況の差が生じているかたちとなっております。</p>
<p>議長 新井推進委員</p>	<p>新井推進委員。</p> <p>設定されている方と、そうでない方が混在している状況では、地域としての計画性を十分に確保することが難しいと考えます。</p> <p>私としては、地域の現状をより反映した内容とすることが、効果的ではないかと考えます。</p>
<p>議長 柴崎推進委員</p>	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>柴崎推進委員。</p> <p>市街地・西部・桜沢地区においては、農業者がほとんどいない状況です。</p> <p>地域計画という地域の方向性を考えるとのことですが、会議すら開催できない状況で、一般の方も理解していないと思います。</p> <p>町全体が地域計画という規模でないと、当該地区は成り立たないのではないかと考えています。</p> <p>地域が異なりますが、折原地区では、枯れ草が茂り、茶色の草原になっています。</p> <p>どのように計画を進めてよいのかも、地域の方々は分からないのだと思います。</p> <p>地域の役員や農業委員会の委員だけでは、進めることは難しいと感じていますので、町には、ご理解いただきながら、進めていただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、事務局は意見の取りまとめをお願いします。</p> <p>事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、町から提示された地域計画(変更案)の内容について、次の通り、3点の意見を取りまとめいたします。</p> <p>1点目、担い手が減少している現状においては、農地の集積のみでは限界があると考えられる。</p> <p>その点、鉢形・折原地区の計画においては、具体的な方針が盛り込まれており評価できる。今後は、さらに詳細な内容についても計画に反映されることが望ましい。</p> <p>また、他地区にとって参考事例となるよう、現状や今後計画が進展した際には、適宜情報共有を行っていただきたい。</p> <p>2点目、本計画は計画書であることから、可能な範囲で実際の状況を反映した内容を掲載したほうがよいと考える。</p> <p>農地中間管理事業による貸借については記載があるが、利用権設定に関する記載がないため、併せて整理・記載することが望ましい。</p> <p>3点目、市街地・西部・桜沢地区については、実感として農業者がほとんど存在せず、農業の</p>

推進が進展していない状況にある。

また、地元会議も開催されていない状況であり、一般の方においては、こうした現状自体が十分に認識されていないと考えられる。

このような実態を踏まえ、計画については、より実効性のある内容となるよう検討していただきたい。

以上となります。

議長

よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 15 号について、取りまとめた内容を当委員会としての意見とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 15 号は、町へ意見を報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

事務局から、何かありますか。

事務局長

事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。

次回の総会ですが、2月25日、水曜日の午後3時からでお願いいたします。

なお、開催場所は、役場庁舎3階の庁議室になります。

繰り返します。

2月25日、水曜日の、午後3時からでお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、特に無いようですので、令和8年第1回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

丸橋 高記 委員 稲山 久夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年1月26日

議 長

坂本建治

委 員

稲山久夫

委 員

丸橋高記